

【韓国】 成人年齢を 19 歳とする民法改正案の立法予告

海外立法情報課・白井 京

* 法務部は 2009 年 9 月 18 日、民法一部改正案を立法予告(注 1)した。前国会から現在にいたるまでの間、民法は数回にわたって改正されてきたが、その大半は家族法の一部改正である。今回の改正案には、日本でも注目されている成人年齢の引き下げも含まれている。

これまでの改正

前国会である第 17 代国会（任期：2004～2008 年）から現在の第 18 代国会（任期：2008～2012 年）にいたるまで、韓国の民法は数回にわたって改正されてきた。その大半が家族法に関するもので、伝統的な戸主制度を廃止した改正（2005 年 3 月 31 日公布）、男女の婚姻年齢を 18 歳に統一し、「離婚熟慮制度」を導入した改正（2007 年 12 月 21 日公布）、子どもをもつ夫婦が協議離婚する場合に養育費負担調書の作成を義務付けた改正（2009 年 5 月 8 日公布）等がある。

成人年齢引下げについての議論

第 17 代国会期間中の 2004 年 10 月 21 日、成人年齢を 20 歳から 19 歳に引き下げ、財産編を全面的に改正する改正法案（政府案）が国会に提出されていた（注 2）。これは 1999 年から法務部（日本の法務省に相当）が法務諮問委員会の下に民法改正特別分科委員会を設置し検討をしてきた案であったが、最終的には殆ど審議が行われることなく第 17 代国会の任期満了と共に廃案となった。

審議が行われなかった理由については、財産編の膨大な量の改正を一気に行うことについて国会での審議の負担が重かったこと、学界で評価が分かれていたため議員たちが改正を推進するだけの意欲を持ちえなかったことなどが指摘されている（注 3）。成人年齢を 20 歳から 19 歳に引き下げる点については、選挙権年齢との兼ね合いから政治的な論争に飛び火し話題になったが、2005 年 8 月に公布された公職選挙法改正で与野党の合意のもと選挙権年齢が 20 歳から 19 歳に引き下げられ、改正国民投票法（2007 年 5 月公布）、改正住民投票法（2009 年 2 月公布）においても既に 19 歳以上の者に投票権を付与するよう規定されたため、その後、民法における成人年齢の引下げはそれほど大きな論点として浮上することはなかった。

立法予告された民法改正案の概要

今回立法予告された改正法案の主な内容は 2 つある。

1 つ目は、これまで画一的に行為能力を制限してきた「禁治産」「限定治産」制度を廃止し、成年後見（疾病、高齢等の事由による精神的制約により事務に関する援助が必要な場合）、限定後見（事務を処理する能力が不足している場合）、特定後見（一時

的又は特定の事務に関する援助が必要な場合)といった制度に全面的に改正するものである。これらは、家庭法院(家庭裁判所に相当)が対象者の精神的な状態によっていわばオーダーメイド的に決定することができ、複数の後見人や法人の後見人も認めるなど、制度を弾力的に運用するという。この制度の導入については、ドイツや日本の立法例を参考に話し合われてきた。

2つ目が、成人年齢の引下げである。立法予告では、「青少年の早熟化により成人年齢を引き下げる世界的な趨勢と、19歳の青少年に成年に準ずる地位を認める韓国のその他の法令及び社会、経済的な現実を反映し」、19歳に引き下げると述べられている。

「成人年齢」引下げに対する韓国世論の反応

日本では成人年齢引下げについて、消費者としての商取引における責任や飲酒・喫煙の低年齢化など様々な論点からの反対意見が見られるが、韓国では目立った反対意見は見られない。韓国では、前述した公職選挙法等における選挙権年齢に見られるように、様々な法律において既に年齢基準を19歳としている場合が多い。飲酒や喫煙の制限については青少年保護法で定めているが、ここで保護対象となる青少年の定義は「満19歳未満」(ただし数え年の慣用があるため、19歳に達する年の1月1日を迎えた者を除く)であり、大半は高校卒業と同時に飲酒・喫煙が可能となる。日本のように「20歳で成人式=大人になる」という社会的コンセンサスがないことも、目立った反対意見が見当たらない要素の1つだろう。

今後の民法改正のスケジュール

法務部は、今後4年間にわたって民法典の全面改正に取り組む予定であり、2009年度は総則及び債権編(契約法)関連法制の整備、2010年度には債権総論及びそれに関連する不法行為法関連法制の整備が予定されている(注4)。

今後の改正スケジュールが円滑に推移するかどうかは、まずは今回立法予告された改正案がスムーズに可決されるかどうかにかかっている。今後の国会での審議が注目される。

注(インターネット情報はすべて2009年10月22日現在である。)

- (1) 立法予告とは、行政手続法の規定に基づき、法律を制定、改正又は廃止する際に、官報、広報、インターネット、新聞等を通じて法案に対する意見を募集する制度である。現在立法予告中の法案については、韓国法制処の政府立法推進ポータル<<http://inglaw.moleg.go.kr/PS/ImPpNowListR.do?topMn=03&ydsort=styddesc>>で参照することができる。
- (2) 白井京「韓国:民法改正の動き—成人年齢を20歳から19歳に—」『外国の立法』2004.6.14.(事務用資料)
- (3) 加藤雅信・中野邦保「急展開した『韓国民法典改正』と近時の動向」『ジュリスト』no.1379,2009.6.1, pp.96-99.
- (4) 同上, p.98.